

特記仕様書

第1条 適用範囲

本仕様書は、埼玉県土木設計業務共通仕様書に定めるもののほか、公園等建設工事（所沢航空記念公園スケートパーク基本構想検討業務委託）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 業務概要

（1）業務名称

公園等建設工事（所沢航空記念公園スケートパーク基本構想検討業務委託）

（2）場所

所沢航空記念公園／所沢市並木1丁目地内

第3条 業務目的

本業務は、所沢航空記念公園におけるスケートパーク設置に係る基本構想を検討することを目的とする。

第4条 業務内容

以下の項目について、調査・検討等を実施する。なお、検討に当たっては地域の利用者団体等と総合的な調整を行い、合意を得ること。

（1）施設利用者の検討及びターゲット層の設定

スケートパーク利用者の年齢層及び競技レベルを検討し、ターゲット層を設定する。

（2）競技種目及び利用ルールの検討

利用可能な競技種目（スケートボード、インラインスケート、BMX等）を検討する。また、スケートパーク内及び周辺でのルールを検討する。

（3）設置予定地の現場調査

スケートパークの設置予定地について、発注者が貸与する測量図等を基に現地状況を調査する。また、スケートパーク利用者及び公園利用者が円滑に施設を利用できるように、利用者の動線について検討を行う。

（4）基本構想及びコンセプトの検討

施設のスタイルや難易度、設置後の管理運営方法について検討を行う。

(5) イメージパース図及び報告書の作成

(1)～(4)の検討事項を踏まえ、スケートパークのイメージパース図及び報告書の作成を行う。

(6) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時1回、中間時1回、成果品納入時1回の計3回を基本とする。

第5条 成果品

- (1) 成果品は、全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで、他に公表、貸与、及び使用してはならない。
- (2) 成果品は電子納品とし、「埼玉県電子納品ガイドライン」に基づき作成すること。
- (3) 業務委託報告書(A4版、2部)(電子媒体を格納できるように加工すること)
- (4) 電子成果品(データを格納した電子媒体(CD-R)を正、副各1枚)
- (5) その他の関連資料一式
- (6) 発注者の求めに応じて、中間報告、参考資料・データ等を適宜提出すること。

第6条 留意事項

- (1) 受注者は、発注者と十分協議の上、業務を実施すること。
- (2) 業務に必要な資料については、必要に応じて発注者が受注者に提供する。
- (3) 受注者は、本契約を履行する上で知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (4) 業務の実施にあたっては、受注者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合、受注者の負担により対処するものとする。
- (5) 業務の成果品に関する一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
- (6) 受注者は発注者の承諾なしに、成果品を他人に閲覧、複写させ、または譲渡してはならない。

第7条 その他

本仕様書に記載のない事項、または業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

平面図(所沢航空記念公園)



委託名	令和6年度 公園等建設工事(所沢航空記念公園スケートパーク基本構想検討業務委託)		
公園名	所沢航空記念公園		
委託箇所	所沢市並木一丁目地内		
図面名	平面図		
縮尺	FREE	図面番号	1/1
埼玉県公園スタジアム課			